

社会福祉法人恵友会費用弁償に関する支給基準

この基準は、定款第8条第2項及び第21条第2項に基づき、社会福祉法人恵友会役員（理事、監事）及び評議員の費用弁償に必要な事項を定めるものとする。

1 支給対象事項

- (1) 役員（理事、監事）が理事会に出席したとき。
- (2) 役員（理事、監事）が評議員会に出席したとき。
- (3) 評議員が、評議員会に出席したとき。
- (4) 監事が当法人監事監査を実施したとき。
- (5) その他理事長が必要と認めた事項

2 支給額

- (1) 理事会、評議員会に出席（1回につき） 2,227円（所得税227円含む）
- (2) 監事監査（1日につき） 11,137円（所得税1,137円含む）
- (3) その他の事項 2,227円（所得税227円含む）
～22,274円（所得税2,274円含む）

*1 ただし、同一日、同一場所において異なる会議等が開催され、双方に出席した場合は重複支給しない。

*2 職員が理事、評議員の場合は支給しない。

この規程は、平成20年 9月12日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。